

平成 26 年 4 月 27 日

武雄市教育委員会 御中

異議申立人

異議申立書

行政不服審査法に基づき、次の通り、異議申立をする。

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

2 異議申立てに係る処分

平成 26 年 4 月 21 日付 武市教文生第 18 号による開示決定等期間延長

3 異議申立てに係る処分を知った年月日

平成 26 年 4 月 25 日

4 異議申立の趣旨

「2 に記載の処分を取り消し、速やかな開示決定を実施する。」との決定を求める。

5 異議申立の理由

平成 26 年度の武雄市図書館・歴史資料館の行政財産使用許可申請については、平成 26 年度の当初に決定しているはずであり、指定管理者との調整は不要なはずであるため。

6 処分庁の教示の有無および内容

なし

以上